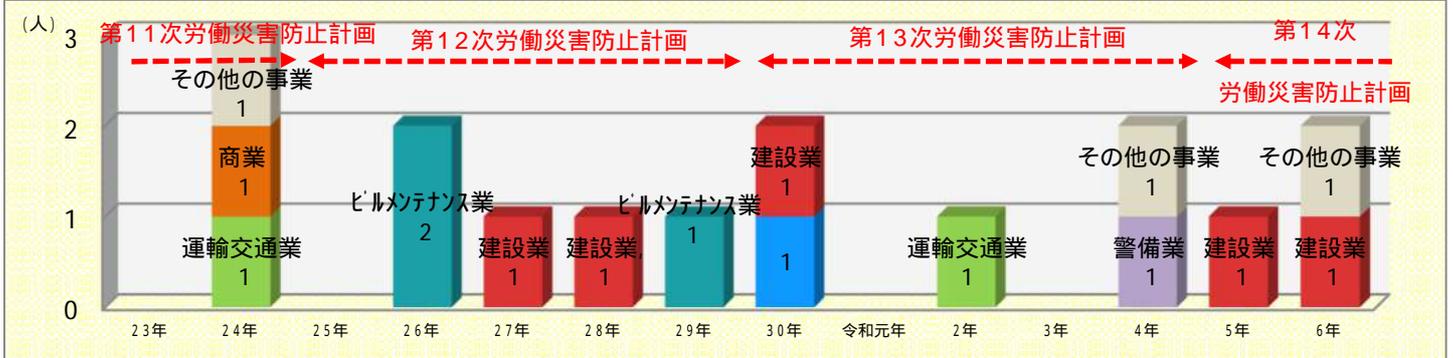


労働災害の発生状況

～死亡災害の撲滅、業種の災害特性に応じた対策の強化

王子労働基準監督署

死亡災害の発生状況



過去3年間の死亡災害の詳細

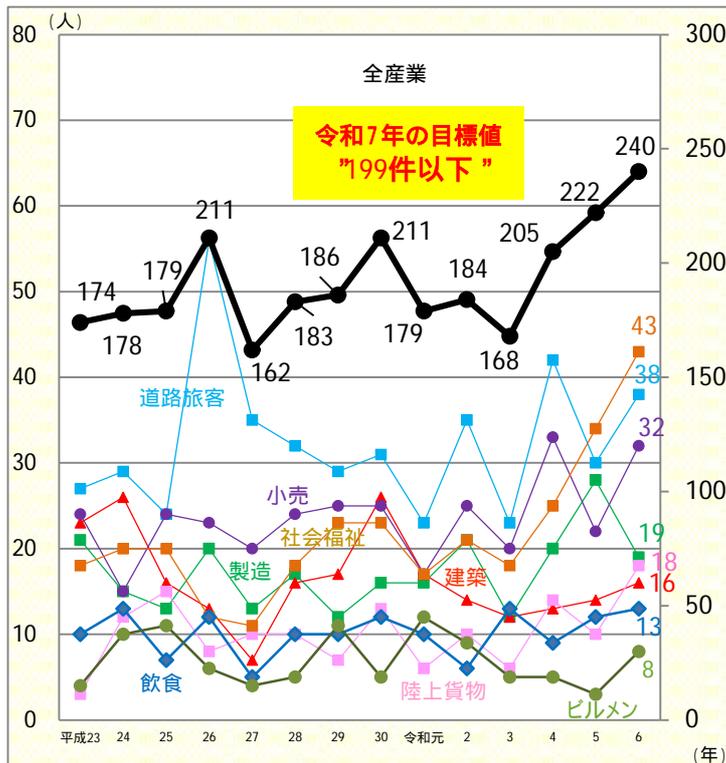
発生月	業種	職種 年齢 経験	事故の型		発生状況
			起因物		
R6.7	建設業	土工 40歳代 1年未満	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	学校のグラウンド改修工事で、校庭の土間打ちの作業中に 熱中症 の症状が出て病院に搬送された。処置が終わり自宅に帰宅した後、再び症状が悪化し、同日の夜に死亡したものの。
R6.1	接客娯楽業	管理人 70歳代 10年以上20年未満	転倒	階段	区立公園の 石段 を登っている際に 転倒 し、頭部を強打した。頭蓋骨骨折、脳挫傷、外傷性くも膜下出血を負い、死亡したものの。
R5.2	建設業	解体工 50歳代 5年以上10年未満	飛来・落下	エレベーター	解体工事現場において、エレベーターのワイヤロープが切断し、昇降路にいた被災者は、 落下 してきたカウンターウエイト(おもり)に 接触 し死亡したものの。

正式な分類名称は「高温・低温の物との接触」

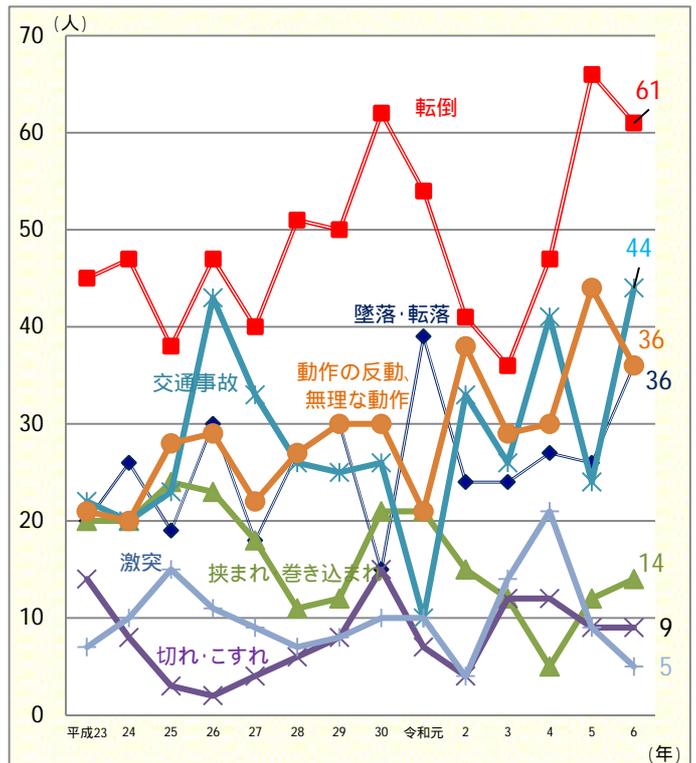
死傷(休業4日以上)災害の推移

コロナリ患除く

<管内で災害が多い業種の災害推移>



<事故の型別の発生推移>



全業種
転倒災害防止

転倒災害防止に関する意識啓発を図り、転倒災害防止に必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的とする取組

「滑り」「つまづき」「踏み外し」の危険箇所をなくすこと！



巡視や聞き取り等で危険箇所を特定

職場改善

転倒防止の重要性を教育

視聴覚教材等の活用



10.10 転倒予防の日

みんなで転倒の予防に取り組みます！

労働災害の発生割合	死者割合	50代以上	50代以上の女性
26%	42.5%	73%	63%

できることから転倒予防の取組を行いましょう

- ① 足元等の危険の把握や体力の状況の把握（怪我チェックの取組）
- ② 転倒や怪我をなくしていく身体づくり（運動プログラムの導入）
- ③ 危険動作の見える化（動画等の活用）
- ④ 滑りにくい靴の着用（作業に合わせた靴の着用）

厚生労働省 転倒 検索

製造業

機械災害防止、転倒災害防止の強化

機械の安全対策

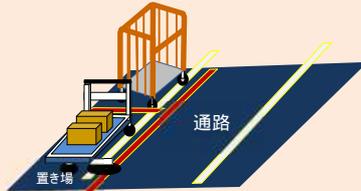
作業の前に検討！ リスクアセスメントの実施

- ・本質的な安全対策（機械稼働部への覆い等）
- ・非常時作業のマニュアル作成（異物除去等のトラブル、修理、清掃時等）
- 特に「機械の停止」労働者に教育を！



転倒災害防止対策

安全通路の確保（通路置き場区画と表示） 教育で意識啓発

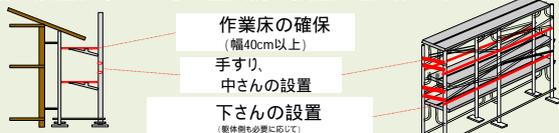


建設業

墜落・熱中症・火災対策の強化（死亡災害撲滅）

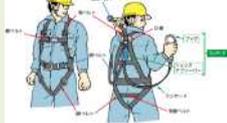
墜落・転落災害の防止について

足場、はしご・脚立等からの対策の強化
本足場の設置、手すり等の墜落防止措置の徹底、点検の実施



- 作業床の確保（幅40cm以上）
- 手すり、中さんの設置
- 下さんの設置（解体時にも必要に応じて）

墜落制止用器具の使用徹底
脚立、はしごの安全な使用の徹底（特に足場組立・解体時）



脚立を使う前に

はしごを使う前に

チェックリストの活用

足場からの墜落防止措置が強化されています

一側足場の使用範囲の明確化 R6.4施行
幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になりました。（安衛則第561条の2）

足場の点検時には点検者の指名が必要 R5.10施行
事業者及び注文者が足場の点検を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になりました。（安衛則第567条、第568条、第655条）

足場の組立て後等の点検者の氏名の記録と保存が必要 R5.10施行
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に点検者の氏名を記録・保存することが必要になりました。（安衛則第567条、第655条）

<関連パンフレット>



STOP！熱中症

作業場のWBGT値の把握
数値に基づく対策の推進

朝礼会場だけでなく、作業場で測定



水分・塩分の摂取のどが「早く」



異常時の措置
異常を感じたらすぐ病院か救急車一人きりにしない

火災による災害防止

断熱材や可燃性資材の使用を確認し、火気管理を含む作業計画の作成、作業間の連絡調整、表示、防火対策の徹底

施工場所への周知



火気作業を含めた作業計画、RAの実施

交通事故防止（特にハイヤー・タクシー業）

ハイヤー・タクシー業における労働災害防止運動展開中！

交通労働災害防止、転倒災害防止の強化

労働災害防止運動における

事業者の実施事項

- 年間目標の作成とトップの取組宣言
- 年間管理計画の作成
- ヘッドレストの適正使用
- 早めの合図、急操作の禁止、後方確認
- 転倒災害の防止
- 高齢労働者の安全と健康に配慮した取組の推進
- 「私の安全宣言」等、労働者全員参加の安全衛生活動



行動災害防止（特に小売、介護事業場）

転倒、腰痛等の労働者の作業行動を起因とする労働災害の防止

企業の自主的な安全衛生管理の推進、国民の安全意識の向上を図る

SAFEコンソーシアム



SAFEコンソーシアムは、従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体です。
シンポジウム、アワード、動画などの情報を提供しています。

SAFEコンソーシアム 検索



腰痛予防体操 YouTube

石綿ばく露防止対策の推進

石綿則の事項について不適切事例が散見されたことから、作業開始前の石綿等の使用の有無の調査や、労働基準監督署への届出等にかかる大幅に改正

石綿対策の規制が強化

- ・ 工事開始前の事前調査
- ・ 工事開始前の届出 (R4.4~)
- ・ 石綿の吹付・含有保温材料等の除去工事の規制
- ・ 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事の規制
- ・ 写真等により作業の実施状況の記録
- ・ 調査者の資格要件を制定 (R5.10~)
- ・ 一部の工作物の調査も資格取得が必要 (R8.1~)



パソコン・スマホから24時間報告できます



詳しく

石綿総合情報ポータルサイト

検索

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高齢労働者の健康づくりを推進

働く高齢者の労働災害増加！
60歳以上の労働災害1/4以上！
災害発生率が高齢層で高い！

高齢者の就業状況や業務内容に応じて

ポイント 『トップの方針表明』と『担当者や組織』の指定

ポイント 『職場環境の改善』

ポイント 『体力や健康状況』の把握と対応

ポイント 『安全衛生教育』

エイジフレンドリー助成金制度のご活用を

高齢労働者 ガイドライン

検索

<関連パンフレット>



トラックでの荷役作業の安全対策の強化 令和5年10月施行 (特別教育は令和6年2月施行)

労働安全衛生規則が改正され、「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

昇降設備

(安衛則第151条の67)

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、**最大積載量が5t以上のものに加え、2t以上5t未満のもの**が追加されました。

保護帽

(安衛則第151条の74)

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、**最大積載量が5t以上のものに加え、2t以上5t未満であって以下のもの**が追加されました。
・ 荷台の側面が構造上開放されているもの又は開放できるもの。
・ テールゲートリフターが設置されているもの。

特別教育

テールゲートリフターの操作者に対し、**学科教育4時間、実技教育2時間の特別教育**が必要になりました。特別教育を行ったときは、事業者において、受講者・科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

運転位置から離れる場合の措置

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置は引き続き必要です。

<関連パンフレット>

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



王子労働基準監督署キャラクター

Mr.王子(プリンス)



令和7年度 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン 令和7年5月1日~9月30日の期間(4月準備、7月重点期間)

毎年約30人が亡くなり、約1000人が休業4日以上被災
職場における熱中症予防対策の徹底を

現場の状況に合わせて、**早い時期からの対策を**

- WBGT値の把握と下げる対策
- 休憩場所、通気性のいい服装
- 作業時間の短縮、熱への順化
- 水分、塩分摂取
- 健診、日常の健康管理
- 巡視等で上記確認
- 異常時の措置(ためらわず病院へ)

<パンフレット/7か国語>



新たな化学物質管理について 令和4年5月から順次施行

化学物質の管理について、管理体系の見直し、実施体制の確立、情報伝達の強化など施行令や規則の改正を行ってきました。**令和7年4月にリスクアセスメントが必要となる物質が約700物質追加されています。**

令和6年4月までに施行された主な内容

- ・ 名称等を表示・通知をしなければならない化学物質の追加
- ・ リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等
- ・ 化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化
- ・ 雇入れ時等教育の拡充

<関連パンフレット>



化学物質管理 改正

検索



令和7年6月 熱中症対策を強化!

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、**職場における熱中症対策が強化されます。**

対象となるのは、

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、**連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業**

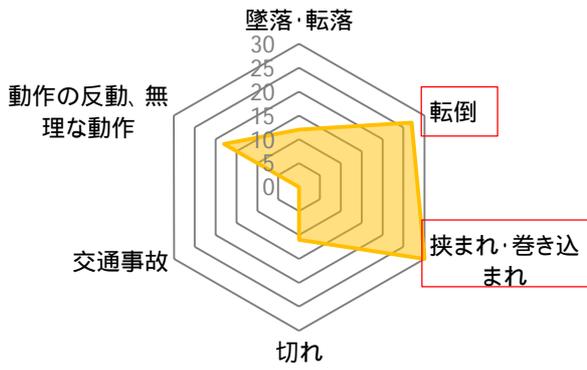
義務付ける内容

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を**報告するための体制整備及び関係作業員への周知。**

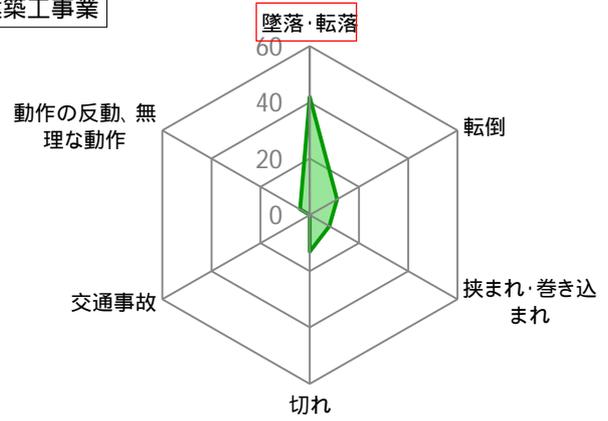
熱中症のおそれのある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、事業場における**緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送先等熱中症による重篤化を防止するための必要な手順の作成及び関係作業員への周知**

業種の災害特性に応じた対策を進めよう

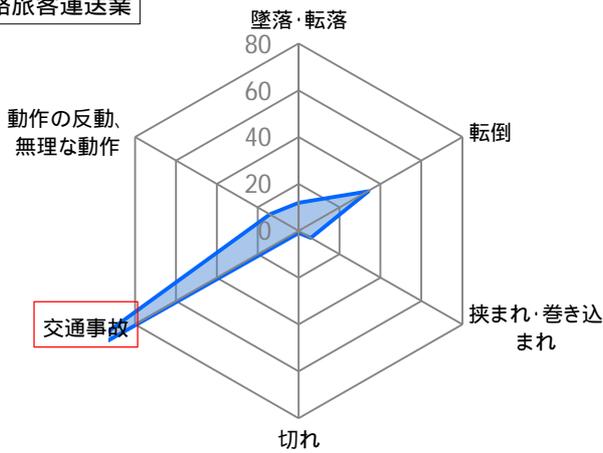
製造業



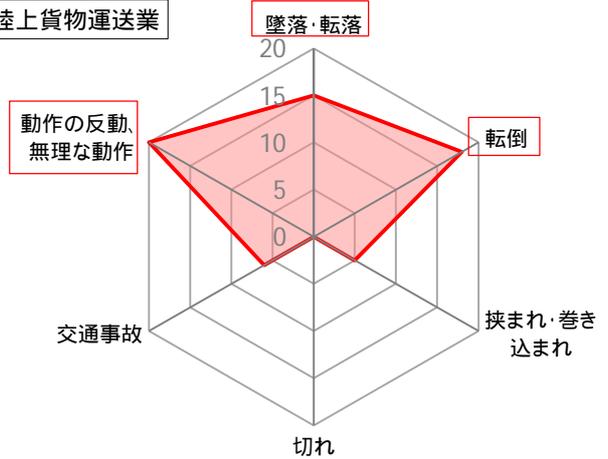
建築工事業



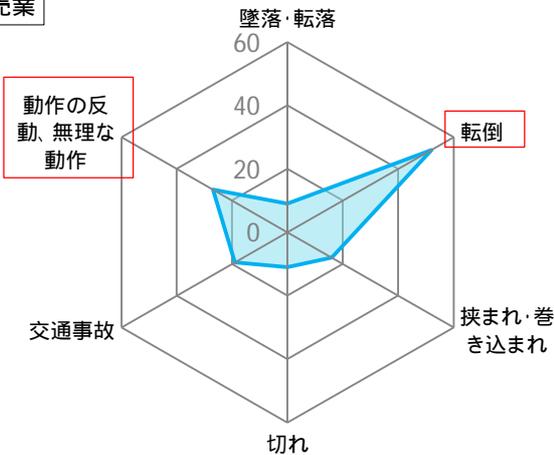
道路旅客運送業



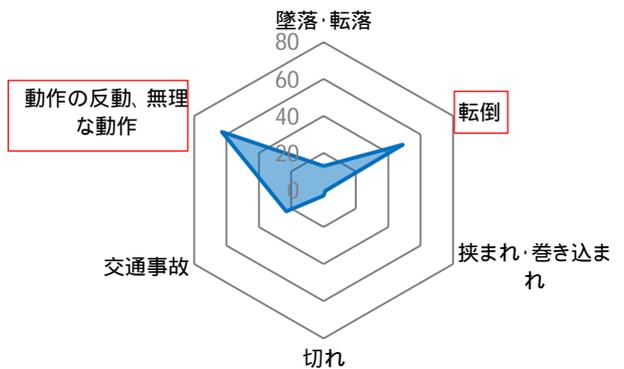
陸上貨物運送業



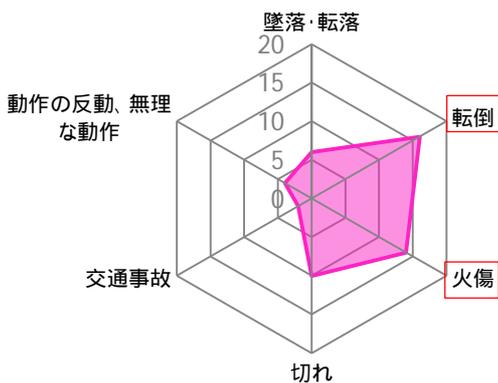
小売業



社会福祉施設



飲食店



ビルメンテナンス業

